

**既存住宅における断熱リフォーム支援事業 公募要領**  
(改訂履歴)

令和3年

4月1日

<p.10 脚注※2>

改定前	改定後
<p>地域区分は、国土交通省ホームページの「地域区分新旧表」 (<a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou_assets/img/library/chiikikubun-sinkyuu.pdf">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou_assets/img/library/chiikikubun-sinkyuu.pdf</a>)にて確認すること。なお、2019年11月16日より改正建築物省エネ法が一部施行されたことにより地域区分の見直しがされており、2021年4月1日以降の申請は新地域区分を適用する。ただし、2021年3月31日までの申請については、経過措置として新旧どちらの地域区分を適用してもよい。</p>	<p>2019年11月16日より改正建築物省エネ法が一部施行されたことにより地域区分の見直しがされているが、<b>令和2年度補正予算の一次公募については旧地域区分を適用する。なお、この措置は一次公募に限るものであり、2021年4月1日以降に公募が予定されている令和3年度予算事業等については改正後の新地域区分を適用すること。</b> 地域区分は、国土交通省ホームページの「地域区分新旧表」(<a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou_assets/img/library/chiikikubun-sinkyuu.pdf">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou_assets/img/library/chiikikubun-sinkyuu.pdf</a>)にて確認すること。</p>

3月25日

<p.5 「6.補助対象となる製品 ①高性能建材(ガラス・窓・断熱材)」>

改定前	改定後
<p>必要となる書類 (p25 の②を参照) を申請書と併せて提出し……</p>	<p>必要となる書類 (p25 の②を参照) を<b>事前もしくは</b>申請書と併せて提出し……</p>